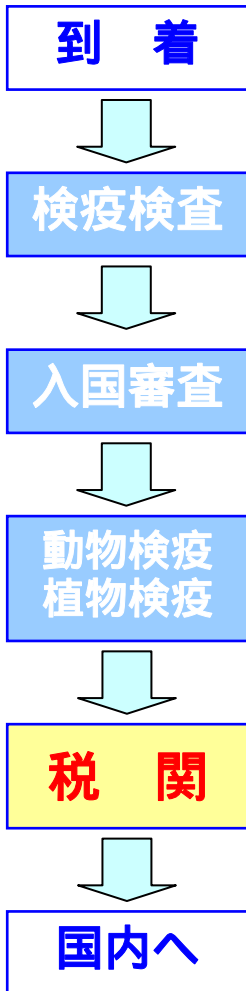


# 日本へ入国する際の税関手続きのご案内

税関で確認が必要な事項ですので、必ず記入してください

日本への入国手続き



(A面) 携帯品・別送品 申告書

基本事項について記入し、税関職員へ提出してください。

入国日 2007年 7月 1日

フリガナ セイケン 税関 太郎

〒 100 8980

東京都代田区霞が関3-1-1

tel 0120 (461) 961

会社員

生年月日 1970年12月30日

国籍番号 A00000000

別送品数 20個以上 / 名 9個以上20個未満 0名 9個未満 / 名

※ 以下の質問について、該当するCに「はい」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？

① 日本への持込が禁止又は制限されている物(日本を参照) はい  いいえ

② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など

③ 商業貨物・商品サンプル

④ 他人から預かった荷物

\* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、日本に入国時に携帯して持込むものを記入願います。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？

はい  いいえ

\* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵便などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

はい  いいえ

\* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持込むものを確認を受けてください。

税関で確認を受けた申告書は、別送品を運送する際の確認に必要となります。

「携帯品・別送品申告書」A面を記入の上、税関に提出して下さい。なお、申告書A面の質問事項で「はい」を選択された方は、B面にも所要事項を記入の上、税関に提出して下さい。

## 免税範囲 (成年者1人あたり)

品名	数量又は価格
酒類	3本(760ml/本)
たばこ (日本居住者)	紙巻たばこ 200本
	又は 葉巻たばこ 50本
	又は その他のたばこ 250g
	外国居住者の方は、税関職員へお問い合わせください。
香水	2オンス(1オンスは約28ml)
その他の物品	20万円(海外市価の合計額)

〔注意〕商品・商品サンプル等は上記免税範囲が適用されず、課税対象となりますので、申告書B面にも必要事項を記入してください。

## 日本への持ち込みが禁止されている主なもの

麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMA など  
けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品  
紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品

わいせつ雑誌・わいせつDVD、児童ポルノなど  
偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品  
ダイナマイトなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料

## 日本への持ち込みが制限されている主なもの

猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類  
ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワ・ピ・リカメ・象牙・ジャ香・サテン等)

事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャキ-類を含む。)野菜、果物、米など  
医薬品、化粧品など(数量に限度があります。)